

# 東京都情報公開審査会運営要綱

平成17年6月20日付17生広情報第184号

一部改正 平成28年3月25日付27生広情第860号  
令和2年3月6日付31生広情第1448号  
令和5年3月31日付4総総情第1373号

## 1 審査請求に関する審議

審査会が審査請求に関する審議を行う場合は、おおむね次の手続による。

- (1) 審査会は、諮問庁に対して開示請求の対象となった公文書の提示を求める。
- (2) 審査会は、諮問庁に対して開示請求の対象となった公文書についての開示・不開示決定の理由を記した書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求める。
- (3) 審査会は、理由説明書の提出があったときは、審査請求人及び参加人にその旨を通知するとともに、その写しを審査請求人に送付し、相当の期間を定め、理由説明書に対する意見を記した書面（以下「意見書」という。）の提出を求める。
- (4) 審査会は、意見書の提出があったときは、諮問庁及び参加人にその旨を通知するとともに、その写しを諮問庁に送付する。
- (5) 審査会は、実施機関が開示・不開示の決定にあたって、都以外のものから意見を聴いた事案については、必要に応じて口頭又は文書により当該都以外のものから意見を聴取する。
- (6) 審査会は、審査請求人その他関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くときは、必要に応じて、当該審査請求人その他関係者の補佐人の付き添いを認めるものとする。
- (7) 審査会に出席して意見又は説明を述べることのできる者の数は、5人以内とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (8) 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、東京都情報公開条例第26条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させることができる。

## 2 総会における審議

- (1) 部会長は、当該部会において審議している諮問事案について、当該部会の意見が前に審査会のした答申に反する場合その他委員の全員をもって構成する総会（以下「総会」という。）で審議することが適当と思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告する。
- (2) 会長は、部会において審議している諮問事案について、当該部会の意見が前に審査会のした答申に反する場合その他総会で審議することが適当と認める場合には、各部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を総会で審議することができる。

## 3 委員の除斥

審査会は、特定の諮問事案につき委員が特別の利害関係を有するときは、当該委員を当該特定事案に係る調査審議及び議決に関与させないこととすることができる。

#### 4 答申

(1) 答申は、総会又は部会が行う。

(2) 答申書には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 審査会の結論

イ 審査請求人の主張及び諮問庁の説明の要旨

ウ 参加人がある場合にはその主張の要旨

エ 審議の経過

オ 審査会の判断

カ 答申に関与した委員（最終の総会又は部会の調査審議に関与した委員をいう。）の氏名

(3) 答申は、諮問庁に対し、答申書の正本を交付することにより行う。

#### 5 会議録の作成

(1) 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成する。

ア 開催日時

イ 出席者の氏名

ウ 会議に付した事案の件名

エ 議事の内容

オ その他必要な事項

(2) 会議録は、会議を公開とした場合を除いて非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、審査会が特に必要と認めるときは、会議録の全部又は一部を公開することができる。

#### 6 会議概要の公表

審査会は、会議の概要を作成し公表する。

#### 7 審議事案の公表

審査会は、新たに諮問された事案及び答申を行った事案について、その概要を公表する。

#### 8 部会の構成及び運営

(1) 部会の構成は次の3部会とする。

第一部会 部会長及び会長の指名する委員3名以上

第二部会 部会長及び会長の指名する委員3名以上

第三部会 部会長及び会長の指名する委員3名以上

(2) 部会の運営については、上記1及び5を準用し、「審査会」を「部会」、「会長」を「部会長」と読

み替えるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則（平成28年3月25日付27生広情第860号）**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（令和2年3月6日付31生広情第1448号）**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（令和5年3月31日付4総総情第1373号）**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。